様式第３号（第2条関係）（表面）

（日本産業規格A列4）

障 害 者 任 免 状 況 通 報 書

機 関 名　秋田市

令和　8　年　6　月　1　日　現在

A 任免状況

① 職員の数（〔注意〕2、3参照）			② 除外職員の数（〔注意〕3、4参照）			③ 旧除外職員の数（〔注意〕3、5参照）		
a 職員の数（短時間勤務職員を除く）	b 短時間勤務職員の数	c 職員の総数 = a+(b×0.5)	d 除外職員の数（短時間勤務職員を除く）	e 短時間勤務除外職員の数	f 除外職員の総数 = d+(e×0.5)	g 旧除外職員の数（短時間勤務職員を除く）	h 短時間勤務旧除外職員の数	i 旧除外職員の総数 = g+(h×0.5)
2924 人	170 人	3009.0 人	0 人	0 人	0.0 人	445 人	22 人	456.0 人

④ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者である職員の数（〔注意〕3、6参照）

(イ) 重度身体障害者	(ロ) 重度身体障害者以外の身体障害者	(ハ) 重度身体障害者である短時間勤務職員	(ニ) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間勤務職員	(ホ) 重度身体障害者である特定短時間勤務職員	(ヘ) 身体障害者の数 =(イ×2)+ロ+ハ+((ニ+ホ)×0.5)	(ト) 重度知的障害者	(チ) 重度知的障害者以外の知的障害者	(リ) 重度知的障害者である短時間勤務職員	(ヌ) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間勤務職員	(ル) 重度知的障害者である特定短時間勤務職員	(ヲ) 知的障害者の数 =(ト×2)+チ+リ+((ヌ+ル)×0.5)	(ワ) 精神障害者	(カ) 精神障害者である短時間勤務職員	(ヨ) 精神障害者である特定短時間勤務職員	(タ) 精神障害者の数 =ワ+カ+(ヨ×0.5)
25 人	23 人	人	2 人	1 人	74.5 人	人	3 人	人	人	人	3.0 人	16 人	人	人	16.0 人
(1)	(0)	( )	(1)	(0)	(2.5)	( )	(0)	( )	( )	( )	(0.0)	(0)	( )	( )	(0.0)

B 上記に基づく計算

⑤ 現在設定されている除外率（〔注意〕7参照）	⑥ 基準割合 =⌊③i/(①c−②f)⌋×100（〔注意〕8、9参照）	⑦ ⑥に基づく除外率（〔注意〕10参照）	⑧ 適用される除外率（〔注意〕11参照）	⑨ 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数 =①c−②f−⌊(①c−②f)×⑧⌋（〔注意〕12参照）	⑩ 障害者計 =④ヘ+④ヲ+④タ（〔注意〕13参照）	⑪ 実雇用率 =(⑩/⑨)×100（〔注意〕14参照）	⑫ 法定雇用障害者数を達成するために採用しなければならない身体障害者、知的障害者又は精神障害者の数（〔注意〕15参照）
0 %	15 %	0 %	0 %	3009 人	93.5 人	3.11 %	0.0 人

C 障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数

区分		人数	区分		人数	区分		人数
視覚障害者（第1号に該当する者）	視力障害	人	肢体不自由者（第4号に該当する者）	上肢不自由	12 人	内部障害者（第5号に該当する者）	心臓機能障害	8 人
	視野障害	4 人		下肢不自由	15 人		じん臓機能障害	3 人
聴覚又は平衡機能障害者（第2号に該当する者）	聴覚機能障害	4 人		体幹機能障害	1 人		呼吸器機能障害	人
	平衡機能障害	人		上肢機能障害	人		ぼうこう又は直腸機能障害	2 人
音声・言語・そしゃく機能障害者（第3号に該当する者）		人		移動機能障害	人		小腸機能障害	1 人
							免疫機能障害	人
							肝臓機能障害	1 人

D 障害者雇用推進者	役職名	氏名	E 障害者活躍推進計画及びその取組の実施状況を公表しているURL	
	秋田市総務部人事課長 秋田市教育委員会総務課長 秋田市上下水道局総務課長	伊藤　雄心 佐藤　洋平 白旗　史人		https://www.city.akita.lg.jp/shisei/saiyo/1024710.html

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第8条の規定により、上記のとおり通報する。

令和　8　年　7　月　10　日

厚 生 労 働 大 臣
都 道 府 県 労 働 局 長　殿

任命権者の官職及び氏名

秋田市長　沼 谷　　純

様式第３号（裏面）

〔注意〕

１　二以上の障害を有する者については、いずれか一の障害のみについて記載すること。

２　①欄には、当該機関に常時勤務する職員の数を記載すること。

３　①a欄、②d欄、③g欄並びに④(ｲ)、(ﾛ)、(ﾄ)、(ﾁ)及び(ﾜ)欄は、短時間勤務職員を除くこと。

３－２　①b欄、②e欄、③h欄並びに④(ﾊ)、(ﾆ)、(ﾘ)、(ﾇ)及び(ｶ)欄は、障害者の雇用の促進等に関する法律第69条に規定する特定短時間勤務職員を除くこと。

４　②欄には、[参考1]に掲げる職種に属する職員の数を記載すること。

５　③欄には、[参考2]に掲げる職種に属する職員の数を記載すること。

６　④欄の(　　)内には内数として、本年6月1日以前1年間に新規に雇い入れた者の数を記載すること。

７　⑤欄には、直近に提出した障害者任免状況通報書の⑧欄「適用される除外率」に記載した数を記載すること。合併により新たに生じた機関あるいは合併等により新たに通報義務が生じた機関においては、⑤欄は記入せず、A欄、Bの⑥欄から⑫欄まで及びC欄を記入すること。

８　⑥欄には、当該年度の6月1日時点における基準割合を記載するものであること。

９　⑥欄には、小数点以下第1位を切り捨てた数を記載すること。

10　⑦欄には、[参考3]に従い、基準割合（⑥）に応じた除外率の数字を記入すること。基準割合が35％未満であるときは0とすること。

11　⑧欄には、⑤欄の数と⑦欄の数の差が10以上となるときは⑦欄の数を、10以上とならないときは⑤欄の数を記載すること（合併等により⑤欄に記入しなかった機関においては、⑦欄の数を記載すること。）。ただし、⑤欄の数が5以上となり、かつ、⑦欄の数が0となるときは⑦の欄の数を記載すること。

12　⑨欄には、職員の数（①c）から除外職員数（②f）及び除外率相当職員数（（①c−②f）×⑧。1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）を控除した数を記載すること。

13　①c欄、②f欄、③i欄、④(ﾍ)、(ﾇ)及び(ﾀ)欄並びに⑩欄には、小数点以下第1位まで記載すること。

14　⑪欄には、小数点以下第3位を四捨五入した数を記載すること。

15　⑫欄には、⑩欄の数を⑨欄の数に法定雇用率を乗じて得た数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）から控除した数を記載すること（小数点以下第1位まで記載すること。）。ただし、その数が0を下回る場合は、0を記載すること。

［参考1］　障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第1に掲げる職員

○警察官　○皇宮護衛官　○自衛官、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生(防衛省設置法(昭和29年法律第164号)第16条第1項第3号の教育訓練を受けている者を除く。)並びに陸上自衛隊高等工科学校の生徒　○刑務官及び入国警備官　○密輸出入の取締りを職務とする者　○麻薬取締官及び麻薬取締員　○海上保安官、海上保安官補並びに海上保安大学校及び海上保安学校の学生及び生徒　○消防吏員及び消防団員

［参考2］　障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第3に掲げる職員

○国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第3項第2号から第11号までに掲げる職員（同項第9号に掲げる職員については、就任について国会の両院又は一院の議決又は同意によることを必要とする職員に限る。）及び船員である職員　○裁判官、検察官、大学及び高等専門学校の教育職員並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第1号に掲げる職（就任について地方公共団体の議会の議決又は同意によることを必要とする職に限る。）及び第4号に掲げる職に属する職員　○国会の衛視　○法廷の警備を職務とする者　○漁業監督官及び漁業監督吏員並びに森林警察を職務とする者　○航空交通管制官　○医師及び歯科医師並びに保健師、助産師、看護師及び准看護師　○幼稚園、小学校、特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行うものを除く。）及び幼保連携型認定こども園の教育職員　○児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除く。）において児童の介護、教護又は養育を職務とする者　○動物検疫所の家畜防疫官及び猛獣猛きん又は種雄牛馬の飼養管理を職務とする者　○航空機への搭乗を職務とする者　○鉄道車両、軌道車両、索道搬器又は自動車（旅客運送事業用バス、大型トラック及びブルドーザー、ロードローラーその他の特殊作業用自動車に限る。）の運転に従事する者　○鉄道又は軌道の転てつ、連結、操車、保線又は踏切保安その他の運行保安の作業を職務とする者　○とび作業、トンネル内の作業、いかだ流し、潜水その他高所、地下、水上又は水中における作業を職務とする者　○伐木、岩石の切出しその他不安定な場所において重量物を取り扱う作業を職務とする者　○建設用重機械の操作、起重機の運転又は玉掛けの作業を職務とする者　○多量の高熱物体を取り扱う作業を職務とする者

［参考3］　障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第4

基準割合（⑥）	除外率（⑦）
95％以上	65%
90％以上95％未満	60%
85％以上90％未満	55%
80％以上85％未満	50%
75％以上80％未満	45%

基準割合（⑥）	除外率（⑦）
70％以上75％未満	40%
65％以上70％未満	35%
60％以上65％未満	30%
55％以上60％未満	25%
50％以上55％未満	20%

基準割合（⑥）	除外率（⑦）
45％以上50％未満	15%
40％以上45％未満	10%
35％以上40％未満	5%